

第3回兵庫県最低賃金専門部会

議事録)

令和7年8月5日（火） 14時00分～15時50分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員、山口委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について (2) 兵庫県最低賃金の改正審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 委員の皆様には、お暑い中、また、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日は、三上委員が御欠席ですが、審議会令第6条第6項の規定による定足数を充たしておりますことを、御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行を千田部会長、よろしくお願いいたします。 ○千田部会長 ただ今から、第3回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。 それでは、議題（1）「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について」に入ります。はじめに事務局から説明をお願いします。 ○岡本労働基準部長 それでは、お手元に配布しております資料「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）写」を御覧ください。 （以下、資料について説明）	

○千田会長代理

ただ今の説明に関して、何か御質問等がありますか。

○各委員

(なし)

○千田部会長

では、中央から目安が示されましたので、これを参考にして、議題（２）「兵庫県最低賃金の改正審議について」に入りたいと思います。

前回の専門部会において、改正審議にあたっての労使双方からそれぞれ基本的な考え方をお聞きしました。

これらを踏まえると共に、本審及び専門部会で示された統計資料等も参考にして、これからしっかりと審議を進めていき、三者合意を目指していきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

では、これから、審議を進めたいと思います。

例年ですと、労使それぞれから金額提示をしていただき、その後、公益が労側、使側それぞれから個別に意見をお聞きしながら、金額審議を進めていくという審議形式をとってきました。本年も同様に、労使から金額提示や、それに関わる御意見をお聞きし、そこからスタートしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○労使委員

異議なし。

○千田部会長

金額提示にあたり、労使それぞれで打合せをされますか。

○労使委員

お願いします。

○千田部会長

では、10分程度を目処に別室で打ち合わせをお願いします。

(労使委員、それぞれ打ち合わせ)

○千田部会長

審議を再開します。

それでは、これから労使双方から御意見をお伺いします。はじめに労側委員から金額提示とその理由についてお願いします。

○小西委員

小西から提示させていただきます。

今年度の最低賃金審議を取り巻く環境についてですが、日本経済では、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかに回復しているものの、米国の通商政策等による不透明感がみられており、兵庫県下においても概ね同様の景況感にあります。

日本政府は、2025年6月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」において、昨年の方針「最低賃金を2030年半ばまでに全国加重平均1,500円との目標」から、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立ち、賃上げ支援策を総動員し、最低賃金を2020年代に全国平均1,500円の目標達成に向け、たゆまぬ努力を続けるとしております。

また、兵庫県においては、今年2月5日に兵庫県経営者協会、兵庫県中小企業団体中央会をはじめとする使用者側の代表者、兵庫県、兵庫労働局、連合兵庫出席のもと、兵庫県政労使会議を開催しました。その中では、兵庫経済の好循環を加速させ、物価上昇を上回る賃上げ等について「オール兵庫」で取り組むとの共同メッセージが昨年に続き確認されており、最低賃金の改正においてもオール兵庫での取り組みが必要であると思います。

こうした中で、2025年春闘では、兵庫県内を含め、構造的な人手不足や物価上昇が継続する中で、歴史的な賃上げとなった昨年をも上回る結果となりました。賃上げにおける新たなステージの定着に向け、最低賃金にも確実に波及させることが、生活水準の維持・向上と消費の拡大をはじめとする経済の好循環の流れを作ることにつながるものと考えます。

一方、生活面では、消費者物価は、消費者物価指数、持ち家の帰属家賃を除く総合ですが、兵庫県では、2024年平均3.3%、2025年に入ってから、3.9から4.8%の間で推移するなど、物価高騰が継続しております。また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目については平均4.2%と引き続き高い水準が示されていますが、昨年来、価格高騰と取り沙汰されていたコメはこの品目に入っておらず、消費者物価指数以上の生活面での物価高騰を感じております。

さらに、物価を反映した実質賃金では、令和4年から3年連続マイナス、本年に入っても5カ月連続マイナスであり、兵庫県においても同様の状況にある等、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態にあります。実質賃金が継続してプラスに転じる状況になれば、最低賃金近傍の労働者の生活は苦しくなるばかりであり、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価を考慮した、さらなる最低賃金の引上げが必要と考えます。

このような状況を受け、労側としては、中央最低賃金審議会での2025年度最低賃金額改定の引上げの目安額、Bランクプラス63円等も踏まえ、2025年度の具体的な改正額として、プラス80円、1,052円から1,132円を提示いたします。

この改正額プラス 80 円の考え方ですが、連合では、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準である「連合リビングウェイジ」を独自に算出しております。兵庫県における最低限必要な賃金水準は、物価の上昇等も影響し、昨年の 1,120 円から 1,190 円、プラス 70 円に拡大しており、最低賃金のその到達に向けた引上げが必要と考えます。

2 点目ですが、昨年 2024 年度の兵庫県の最低賃金額は、目安プラス 1 円、1,052 円となり、近隣地域、例えば京都 1,058 円、6 円差との格差は少しずつではありますが縮小してはいるものの、格差改善には至っておりません。また、全国加重平均 1,055 円と 3 円の格差は縮小されず、今年度も全国加重平均値が上昇する可能性もあります。

ついては、人口減少に伴う労働人口の減少と労働力の流出が懸念される中、近隣地域との地域間格差是正及び最低賃金の全国平均への到達が必要と考えます。

以上の観点を考慮し、最低賃金近傍の労働者の生活水準の維持・向上と兵庫県の将来にわたる発展の礎を築くためにも、今回の改正額を求めるものであります。

最後に、今回の改正額に対し、様々な御意見をお持ちであることは推察されますが、我々に与えられた責務を今一度再認識し、限られた時間の中で公労使三者合意での結審に向けて「オール兵庫」で議論を前進して参りたいと考えており、よろしくお願いします。

以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。

それでは、続いて使側委員から金額提示とその理由についてお願いします。

○松岡委員

中央最低賃金審議会は、B ランクで 63 円の引き上げ額が目安となりましたが、小委員会報告の中の「地方最低賃金審議会への期待等」で、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考されるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

中略しまして、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等を消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率などのデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とあります。

また、本審議会の諮問において配意を求められた、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 も考慮しつつ、最低賃金法第 9 条 2 項に定める、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力の最低賃金決定の三要素を前にして使用者側といたしましては、やはり、第 4 表①に示す賃金上昇率が労働需要と供給のバランスが取れた完全雇用を示すデー

タであると考え、最も重要な指標と位置付けます。

賃金改定状況調査第4表①の、今年のBランクにおける賃金上昇率は2.9%です。

これは平均値であり、本来最低を求めるにふさわしい値ではありませんが、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2025に配意すれば、これが中小零細企業をはじめ多くの企業に求めることのできる、法律の強制力を持って行政対応すべき基準と言えるでしょう。

したがいまして、引上げ率2.9%、引上げ額30円、時間額1,082円を提示させていただきます。

よろしく御理解をお願いいたします。

○千田部会長

ただ今、労使双方よりそれぞれ御意見をお伺いしましたが、提示金額に大きな開きがあります。そのため、公労、公使の2者間で審議を進めたいと思います。まずは、公益と労側、次に公益と使側とでお話しをするという形でよろしいでしょうか。

○労使各委員

異議なし。

○千田部会長

では、まず公使で別室で協議をしたいと思います。

(公益と使用者側で協議、その後公益と労働側で協議)

○千田部会長

それでは審議を再開します。

労使各委員の皆様、公労、公使での審議ありがとうございました。審議の結果、今日の時点では、労側は、前年度プラス80円の1,132円で、使側の提示はプラス30円の1,082円とその開きがあるという現状です。公労と協議していく中で、一点共有しておいたほうがいいかなと思う点がありまして、80円アップの1,132円は連合リビングウェイジの達成を目指していくという中で、そうは言っても、これまでの兵庫の最賃審議会の伝統である公労使の三者合意を目指していく中で、段階的に実現していくことで現実的な議論ができる金額を提示いただいたと理解いたしました。

こういうことを踏まえて、労側、使側それぞれ今日のところは持ち帰っていただいて、改めて次回御議論いただくという形で進めさせていただきたいと思います。

ですので、本日の金額審議はここまでとし、次回に持ち越したいと思いますが、各委員から補足等はございますか。

○各委員

(特になし。)

○千田部会長

それでは、議題（３）その他についてですが、事務局から今後の日程等についての説明をお願いします。

○安積賃金室長

今後の日程を御説明させていただきます。

次回、第４回専門部会は、明日８月６日（水）午前１０時からで場所は本日と同じこちらの会議室で予定させていただきたいと思います。

以上でございます。

○千田部会長

では、次回は明日８月６日（水）午前１０時から開催することとしたいと思います。よろしいですか。

次回の審議日程等について、何か御意見はございますか。

○各委員

(特になし。)

○千田部会長

それでは、次回は明日８月６日午前１０時、こちらの会議室での開催としますのでよろしくお願いします。

あらためて、事務局はその準備をお願いします。

なお、次回の審議に向けましては、本日の段階では、労使の金額提示に乖離がございますので、労使双方、歩み寄りに向けまして、更なる御検討をよろしくお願いいたします。

最後に事務局から何かありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○千田部会長

それでは本日はこれにて閉会といたします。

委員の皆様、御審議お疲れ様でございました。

千田 直毅

堀井 説也

松岡 直哉